


## 第7章 環境保全措置の実施状況

### 第1節 工事中の環境保全措置の実施状況

工事中の環境保全措置の実施状況は、以下に示すとおりである。



「環境影響評価書」に記載した工事の実施に係る環境保全措置の履行状況については、施設整備事業者へのヒアリング及び現地踏査（平成26年8月20日、9月5日、9月25日、10月21日、11月10日、平成27年2月23日、8月24日、11月5日、12月21日、平成28年2月15日、5月18日、8月25日、11月24日、平成29年2月8日、5月18日、8月28日、11月16日、平成30年2月5日に実施）の結果を整理した。

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
大気質・騒音・振動・温室効果ガス共通（建設機械稼働関連）	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械は排出ガス対策型・低騒音型・低振動型・低燃費型を積極的に使用する。</li> </ul>	<p>土木建築工事に使用している建設機械については、排出ガス対策型・低騒音型の機械を使用した。</p>  

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量・粉じんの発生量の大きい工種が同時期に集中しないように配慮して、施工計画を立案する。</li> <li>工事の実施に当たっては、対象事業実施区域の周囲に、高さ3m程度の仮囲いを設置する。</li> <li>建設機械の定期点検を行い、整備不良の建設機械の使用を禁止する。</li> <li>建設機械の運転者への指導を徹底し、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止を励行する。</li> </ul>	<p>工場棟と管理棟の施工が重ならないよう、施工計画に配慮した。</p> <p>高さ3mの仮囲いを設置した。</p>  <p>建設機械の定期点検を実施した。</p> <p>施設整備事業者の構成企業の協議会、朝礼で周知し、指導した。</p>
<p>大気質・騒音・振動共通(工事用車両関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の発生集中が同時期に集中しないように配慮して、施工計画を立案する。</li> <li>工事用車両は、指定した走行ルート、規制速度を遵守する。</li> <li>工事用車両の定期点検を行い、整備不良の工事用車両の使用を禁止する。</li> <li>工事用車両の運転者への指導を徹底し、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止を励行する。</li> </ul>	<p>短期的な工程管理において、工事用車両の台数が増える建設発生土の外部搬出とコンクリート打設とが重ならないよう配慮した。</p> <p>新規入場者教育において、指定走行ルート及び規制速度遵守を周知し、指導した。また、工事用車両には、工事名を記載した看板を明示させた。</p> <p>工事用車両の定期点検を実施した。</p> <p>施設整備事業者の構成企業の協議会、朝礼で周知し、指導した。</p>
<p>大気質(粉じん)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事施工ヤードへの散水を行い、粉じんの飛散を防止する。</li> <li>場内道路の仮舗装、鉄板敷設等を行い、車両通行による粉じんの巻上げを</li> </ul>	<p>散水車による場内散水を行うとともに、高圧噴射機を常備し、必要に応じて散水を行った。</p> <p>場内道路は砕石敷き、アスファルト敷きもしくは鉄板敷きとし、粉じんの巻上</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<p>防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の退場時にタイヤ等の洗浄を行い、タイヤ等に付着した泥土を除去する。</li> </ul>	<p>げを防止した。</p>   <p>出入口付近に泥落とし（湿式スパッツ）を設置した。また平成 29 年度には工事の進捗に伴い、高圧水噴射機に切り替えた。</p>  

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂運搬用のダンプトラック等には粉じんの巻上げ、飛散を防止するため、カバーシートを装着する。</li> </ul>	<p>土砂運搬用のダンプトラックについては、飛散の可能性が高い強風時にシートがけを行うよう運転者に指導した。</p>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋設廃棄物の掘削・除去に先立ち、テントを仮設する。</li> <li>掘削・除去工事は、テント内で行う。</li> <li>テント内のガス攪拌用の送風機及び排気処理用の集じん器には、活性炭フィルター等の脱臭装置を装着し、稼働させる。</li> <li>作業員が定期的に施工箇所周辺部を巡回し、悪臭を感じる場合は、臭気指数の測定を行う。</li> <li>携帯用測定器、検知管等によってメタン、硫化水素、二酸化炭素、酸素を毎日確認する。</li> <li>検知管等によって、ガスが確認された</li> </ul>	<p>仮設テントを設置した。</p>  <p>掘削・除去工事は、テント内で実施した。</p>  <p>テント内の空気は吸引して、テント外に設置した活性炭フィルター付きの集じん器で処理後、放出した。</p>  <p>1日2回、簡易測定器により臭気指数の状況を測定した。</p> <p>1日2回、簡易測定器によりメタン、硫化水素、二酸化炭素、酸素の濃度を確認した。</p> <p>ガスの発生は確認されなかった。</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<p>場合は、ガス発生量を石鹼膜流量計や熱線式流量計等で、ガス濃度をガスセンサーやガスクロマトグラフ等によって測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の測定等の結果を踏まえ、必要に応じて、消臭剤の散布、脱臭装置の増強等の追加的な対策を講じる。</li> </ul>	<p>埋設廃棄物対策等工事の期間中には追加的な対策の必要は生じなかった。</p>
<p>水質（施工全般）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成工事期間中は、洪水調整池を沈砂設備として利用する。</li> <li>工事用車両が走行する場内道路は、仮舗装や鉄板敷設等を行い、車両走行に伴う濁水の発生を防止する。</li> <li>場内の施工を行っていない区域に降った雨水は、仮設排水路を設け、建設機械が稼働する施工区域内への浸入を防ぎ、濁水の発生を防止する。</li> </ul>	<p>工事の初期段階では、場内各所に素掘りの沈砂設備を設けた。</p>  <p>平成 27 年 10 月に 1 号調整池が、平成 28 年 6 月に 2 号調整池が完成し、沈砂設備として利用した。</p>  <p>場内道路は碎石敷き、アスファルト敷きもしくは鉄板敷きとし、車両走行に伴う濁水の発生を抑制した。</p> <p>仮設排水路を設置、もしくはコルゲートパイプを敷設し、雨水の切り回しを行い、濁水の発生を抑制した。</p>


環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 造成の終わった法面等は、速やかに吹き付け等による緑化を実施、もしくは養生シートで覆うなどして、濁水の発生を防止する。</li> <li>• 必要に応じて、濁水処理プラントを仮設し、凝集沈殿処理を行う。</li> <li>• 工事期間中は、沈砂設備から対象事業実施区域外に放流する場合には対象事業実施区域の雨水が排出される2箇所の沈砂設備の放流口において、簡易測定器によって、水素イオン濃度、濁度を連続的に測定する。</li> </ul>	 <p>造成の終わった法面等には、草本緑化を実施するとともに、施工中の法面には養生シートで覆うなどして、濁水の発生を防止した。</p>  <p>濁水流出防止の一環として、天然由来凝集剤を沈砂設備で添加できるよう準備し、数回使用した。</p> <p>沈砂設備からの排出がある場合には、簡易測定器での測定を行った。</p>
水質（埋設廃棄物の掘削・除去）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• テントを仮設して、埋設廃棄物対策等工事区域への雨水の浸入を防ぐ。</li> </ul>	<p>テントを設置して、雨水の浸入を防止した。</p>


環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事に伴い発生する汚水（埋設廃棄物等に接触した地下水）は適正に処理する。処理した汚水は、関係法令を遵守する状態であることを確認する。</li> <li>• 処理した汚水は、周辺公共用水域へは排出しない。</li> <li>• 工事期間中は、沈砂設備から対象事業実施区域外に放流する場合には対象事業実施区域の雨水が排出される2箇所の沈砂設備の放流口において、簡易測定器によって、水素イオン濃度、濁度を連続的に測定する。</li> <li>• 3ヶ月に1回の頻度、もしくは上記簡易測定によって水質の異常を確認した場合には、浮遊物質量、塩化物イオン、水素イオン濃度、鉛、砒素、ふっ素、水銀、ほう素について、公定法に基づく分析を行う。公定法により異常が認められた場合には放流を中断し、必要な対策を講じる。</li> </ul>	 <p>発生した汚水はタンクに一時貯留し、バキューム車で愛媛県内の中間処理業者に搬出し、処理した。</p>  <p>公共用水域への排水は行わなかった。</p> <p>沈砂設備からの排出がある場合には、簡易測定器での測定を行った。</p> <p>水質の異常は確認されなかった。</p>
地下水（地形改変）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事期間中及び工事完了後2年程度、下流側民家井戸において地下水位及び地下水の利用への支障の有無を継続的に調査する。</li> </ul>	<p>民家井戸（民-2地点）において、地下水位の測定を平成26年8月以降、月1回の頻度で実施した。</p>
地下水（埋設廃棄物の）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地下水の湧水は、釜場排水等、適切な地下水処理対策工を併用し、揚水した</li> </ul>	<p>発生した汚水はタンクに一時貯留し、バキューム車で愛媛県内の中間処理業者</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
掘削・除去)	<p>地下水は適切に処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事に伴い発生する汚水は、適正に処理し、関係法令を遵守する状態であることを確認する。なお、処理した汚水は、対象事業実施区域周辺の公共用水域へは排出しない。</li> <li>• 埋設廃棄物対策等工事の実施中及び工事完了後に、市営住宅側に設置した周辺地下水観測孔5地点において、継続的な水質の監視を行う。</li> <li>• 埋設廃棄物の掘削・除去に伴い、地下水汚染が確認された場合には、同工事との関連性を評価する目的から、観測頻度を多くし、濃度変動傾向を確認する。また、地下水汚染が確認された物質の埋設廃棄物中の含有量測定や、掘削範囲の土壌分析を実施するなどして、同工事との因果関係を確認する。</li> <li>• 同工事との因果関係の可能性が高いと判断された場合は、別途、揚水井戸を設置し、地下水揚水対策等の汚染拡散防止対策を実施する。</li> </ul>	<p>に搬出し、処理した。</p> <p>公共用水域への排水は行わなかった。</p> <p>周辺地下水観測孔5地点において、継続的な水質の監視を行った。なお、平成30年5月の測定から、今治市環境化学工学専門委員の見解を踏まえ、総水銀の環境基準超過に関係する地層とは別の地下水を採水している観測孔2地点の測定を中止した。</p> <p>埋設廃棄物の掘削・除去に伴う新たな地下水汚染は確認されなかった。</p> <p>なお、周辺地下水観測孔No.1における総水銀の環境基準値超過については、埋設廃棄物対策等工事着手前の平成26年8月から工事着手後の平成27年1月まで続き、平成27年2月以降平成27年11月まで定量下限値未満となり環境基準を達成したが、平成28年2月から平成30年11月まで再び環境基準値を超過する状態が続いた。その後は令和3年8月の測定まで環境基準を達成している。平成28年2月からの環境基準超過については、周辺地下水観測孔に近接する2号防災調整池築造工事及び地盤改良工事との関係が考えられたが、原因の特定には至らなかった。</p> <p>上述のとおり、埋設廃棄物の掘削・除去に伴う地下水汚染は確認されておらず、地下水揚水対策等は実施しなかった。</p>
土壌・廃棄物等（埋設廃棄物の掘削・除去）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 埋設廃棄物等対策工法は、掘削・除去工とする。</li> <li>• 掘削した廃棄物等（廃棄物混じり土（L1）、廃棄物層（L2）、汚染土壌（調査対象土層（AcL））は、ポリエチレン内袋付きフレキシブルコンテナバッグ</li> </ul>	<p>埋設廃棄物等対策工法は、掘削・除去工とした。</p> <p>廃棄物混じり土については、フレキシブルコンテナバッグに詰めて仮置きし、できるだけ速やかに処理施設へ搬出した。</p>



環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<p>等に詰め込み、風雨にさらされないよう、対象事業実施区域内の仮置場に仮置きする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 仮置きした廃棄物等は、「土壌汚染対策法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正に処理・処分する。</li> <li>• 埋設廃棄物の掘削完了後、底面から掘削または観測孔を設置して地下水を採取し、溶出が確認された鉛、砒素、ふっ素、水銀、ほう素の分析を行う。</li> <li>• 埋め戻し土は、汚染が無いことを確認した現地発生土を用いることを基本とし、不足する場合には、汚染の無いことを確認した適正な購入土とする。</li> </ul>	   <p>廃棄物混じり土については、関連法に基づき、適正に処理・処分した。</p> <p>掘削・除去が完了した範囲の底面では地下水が湧出しなかったため、下流側に設置した観測井戸で地下水を採取し、分析した。その結果、鉛、砒素、ふっ素、水銀、ほう素の溶出は確認されなかった。</p> <p>埋め戻し土については、汚染がないことを確認の上、現地発生土により行った。購入土の搬入はなかった。</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ埋め戻し完了後、掘削除去範囲内の地下水下流側に設置した観測孔から地下水を採取し、鉛、砒素、ふっ素の分析を行う。</li> <li>掘削時に設置する土留壁は、埋立地内の汚水（埋立廃棄物に接触した地下水）が外部に漏出しない構造（遮水性のある鋼矢板の使用等）とする。</li> <li>地下水の湧水は、釜場排水等、適切な地下水処理対策工を併用し、揚水した地下水は適切に処理する。</li> <li>工事に伴い発生する汚水は、適正に処理し、関係法令を遵守する状態であることを確認する。なお、処理した汚水は、対象事業実施区域周辺の公共用水域へは排出しない。</li> </ul>	<p>埋め戻し完了後、掘削除去範囲内の地下水下流側に設置した観測孔から地下水を採取し、分析を行った。その結果、鉛、砒素、ふっ素、水銀、ほう素の溶出は確認されなかった。</p> <p>遮水性のある鋼矢板を使用した土留壁とした。</p>  <p>埋設廃棄物対策等工事区域内で発生した地下水は汚水としてタンクに一時貯留し、バキューム車で愛媛県内の中間処理業者に搬出後、処理した。</p> <p>発生した汚水は、愛媛県内の中間処理業者へ搬出し、焼却処理した。汚水は事業実施区域内での処理は行わず、公共用水域への排水は行わなかった。</p>
<p>廃棄物等・温室効果ガス共通(施工全般)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成等工事及び土木・建築工事によって発生した建設発生土を、埋設廃棄物除去箇所等への埋め戻し材として使用する。</li> <li>建設発生土については、最終的な造成形状を工夫するとともに、外構部分での再利用を図り、場外処分しない計画とする。</li> </ul>	<p>粗造成した建設発生土については、場外に一旦仮置きして、一部を埋め戻し材として使用した。</p> <p>建設発生土約 45,000m<sup>3</sup> を外部へ搬出することとなった。そのうち、約 9 割を公共工事に転用し、残り 1 割を民間により適正に処分した。</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再利用、再資源化が可能な建設資材を可能な限り利用する。また、再生資源の積極的な利用を図る。</li> <li>• 建設資材にはリサイクル製品の積極的な採用を図る。</li> <li>• 建設廃棄物の処理・処分に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくマニフェストシステムにより、適正に処理・処分を行う。</li> <li>• 建設廃棄物の発生抑制を考慮した設計、工法及び材料を可能な限り選定する。</li> <li>• 工事を行う業者にゼロエミッション計画等を作成させ、これを遵守することにより、建設廃棄物の発生を極力抑制する。</li> <li>• 搬入資材の梱包は、可能な限り簡素化する。</li> <li>• 施工現場における分別を徹底し、排出される混合廃棄物量を極力少なくする。</li> </ul>	<p>舗装の路盤材には再生砕石を使うなど再生資源の利用に努めた。</p> <p>建設廃棄物の処理・処分に当たっては、マニフェストシステムにより、適正に処理・処分を行った。</p> <p>メンテナンスに必要なマシンハッチ、開口（両開き扉、シャッター等）を設けて、メンテナンス時の建設廃棄物の発生を抑制する構造とした。</p> <p>建設廃棄物の分別を実施して、再資源化の促進をすることを目的としたゼロエミッション計画を策定し、運用を図った。金属くず、古紙、木くず、廃プラ、コンクリートがら、アスファルトがらの集積場を設置し、分別を図った。</p> <p>資材搬入の際のパレットは引き取り等をお願いをした。</p> <p>現場内での建設廃棄物の分別・保管を行った。</p> 

## 第2節 供用後の環境保全措置の実施状況


供用後の環境保全措置の実施状況は、以下に示すとおりである。

「環境影響評価書」に記載した供用後に係る環境保全措置の履行状況については、施設管理者及び施設運営事業者へのヒアリングの結果を整理した。

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
<p>大気質（施設の稼働（排ガス）に伴う硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排ガス処理設備を法令による基準値よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守する。</li> <li>施設の保守・点検、運転管理を徹底し、1炉当たり90日以上連続運転による安定稼働を行う。</li> <li>公害防止基準（自主基準値）を見直し、塩化水素の排出濃度を40ppmとする。</li> <li>搬入管理を適切に行い、定期的にプラットホーム内での搬入検査を実施する等して、搬入禁止物の混入を防止する。</li> <li>ごみピットでのごみの攪拌を十分に行い、焼却炉に投入する廃棄物の均</li> </ul>	<p>法令値よりも厳しい自主基準値を設定し、継続して運転管理を行っている。</p>  <p>施設の保守・点検を定期的に行い、1炉当たり90日以上連続運転を行っている。</p> <p>塩化水素に係る自主基準値は40ppmとし、これを遵守し運転できる排ガス処理設備とした。塩化水素の排出濃度を自主基準値以下とし、継続して運転管理を行っている。</p> <p>搬入禁止物の混入を防止するため、プラットホーム内での搬入検査を定期的実施している。</p>  <p>焼却炉の運転に際しては、ピット内のごみの攪拌を十分に行っている。</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	質化を図り、燃焼を安定化させる。	
大気質（廃棄物の搬出入に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種排出抑制策を展開し、ごみ排出量を低減させ、廃棄物収集運搬車両台数を削減する。</li>   <li>• 廃棄物収集運搬車両は、指定した走行ルート、規制速度を遵守する。</li>   <li>• 廃棄物収集運搬車両の定期点検を行い、整備不良の廃棄物収集運搬車両の使用を禁止する。</li>   <li>• 廃棄物収集運搬車両の運転者への指導を徹底し、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止を励行する。</li> </ul>	<p>いまばり環境フェスティバル開催、生ごみ減量施策の推進等の排出抑制、資源物の分別収集等資源化の促進等によりごみ排出量の低減を図っている。</p>   <p>本施設への入退場の際には、必ず新設市道を走行するものとし、また、規制速度遵守を運転者に対して継続的に指導している。</p> <p>委託業者において、廃棄物収集運搬車両の定期的な点検を励行させ、整備不良車両を運転させないことを継続的に指導している。</p> <p>委託業者を通じて、廃棄物収集運搬車両の運転者に対して、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止等を継続的に指導している。</p>
騒音（施設の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 屋外（屋上）設置をせざるを得ない設備機器以外は、建屋内に収納する。</li>   <li>• 騒音を発生する設備機器は、騒音の少ない機種を選定する。</li> </ul>	<p>蒸気復水器等を除き、騒音発生機器は建屋内に収納した。</p> <p>設備機器の選定に当たっては、可能な限り、低騒音タイプの機材を採用した。</p>


環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘引通風機、押込送風機等の騒音の大きな設備機器については、防音構造の室内に収納する。必要に応じて、消音器を設置する。</li> <li>年1回以上、敷地境界において騒音を測定する。</li> <li>設備機器の定期点検を行い、異常音の発生を防止する。</li> </ul>	<p>誘引通風機室、非常用発電機室、蒸気タービン発電室では、壁、天井をグラスウールで覆った。また、蒸気復水器置き場の壁にもグラスウールを貼り付けた。</p>  <p>公定法による騒音測定を年2回実施するとともに、日常管理として1日1回の測定を実施している。</p>  <p>公定法による騒音・振動測定</p>  <p>日常管理における騒音・振動測定</p> <p>設備機器の定期点検を継続的に行っている。</p>
騒音・振動 (廃棄物の搬出入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種排出抑制策を展開し、ごみ排出量を低減させ、廃棄物収集運搬車両台数を削減する。</li> </ul>	<p>いまばり環境フェスティバル開催、生ごみ減量施策の推進等の排出抑制、資源物の分別収集等資源化の促進等によりごみ排出量の低減を図っている。</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 廃棄物収集運搬車両は、指定した走行ルート、規制速度を遵守する。</li> <li>• 廃棄物収集運搬車両の定期点検を行い、整備不良の廃棄物収集運搬車両の使用を禁止する。</li> <li>• 廃棄物収集運搬車両の運転者への指導を徹底し、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止を励行する。</li> </ul>	<p>本施設への入退場の際には、極力新設市道を走行するものとし、また、規制速度遵守を運転者に対して継続的に指導している。</p> <p>委託業者において、廃棄物収集運搬車両の定期的な点検を励行させ、整備不良車両を運転させないことを継続的に指導している。</p> <p>委託業者を通じて、廃棄物収集運搬車両の運転者に対して、アイドリングストップ、空ぶかしの禁止等を継続的に指導している。</p>
振動（施設の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 振動を発生する設備機器は、振動の少ない機種を選定する。</li> <li>• 破碎機、誘引通風機等の振動の大きな設備機器については、独立基礎または防振装置を設置する等の対策を講じる。</li> <li>• 年1回以上、敷地境界において振動を測定する。</li> <li>• 設備機器の定期点検を行い、異常振動の発生を防止する。</li> </ul>	<p>設備機器の選定に当たっては、可能な限り、低振動タイプの機材を採用した。</p> <p>誘引通風機等の振動の大きな設備機器については、防振架台上に設置するなどしている。</p> <p>公定法による振動測定を年2回実施するとともに、日常管理として1日1回の測定を実施している。</p> <p>設備機器の定期点検を継続的に行っている。</p>
悪臭（施設の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 可燃ごみ処理施設のごみピット等からの臭気は、燃焼用空気として焼却炉内に引き込み、高温分解を図る。</li> <li>• 窒素酸化物（サーマルNOx）等に由来する臭気については、脱硝設備において排ガス処理を行う。</li> <li>• 施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の漏れ出しを防ぐ。</li> </ul>	<p>ごみピット内の空気を燃焼用空気として炉内に引き込み、悪臭物質の高温分解を行っている。</p> <p>窒素酸化物に由来する臭気は、脱硝設備で除去している。</p>  <p>施設内は負圧に保ち、ごみピットからの臭気の流出を防いでいる。</p>


環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• プラットホーム出入口には、エアカーテンを設置する。</li> <li>• 可燃ごみ処理施設においては、稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行う。炉停止時には脱臭装置による脱臭を行う。</li> <li>• リサイクルセンターにおいては、脱臭装置による脱臭を行う。</li> <li>• 必要に応じて、消臭剤の散布を行う。</li> <li>• 対象事業実施区域敷地境界において、定期的に臭気の測定を行い、必要に応じて、脱臭装置の増強等の追加的な対策を講じる。</li> </ul>	<p>エアカーテンを設け、プラットホーム出入口からの臭気の漏れ出し防止に使用している。</p>  <p>可燃ごみ処理施設稼働時には、ごみピットの空気を燃焼用空気として引き込み、焼却炉内で臭気の高温分解を行っている。また、休炉中には、脱臭装置による脱臭を行っている。</p> <p>リサイクルセンターでは、脱臭装置による脱臭を行っている。</p>  <p>消臭剤は、散布できるような薬品等を準備している。</p> <p>日々の管理として、簡易型の計測装置により臭気指数の把握を継続して行っている。</p>
地下水（地形改変及び施設の存在）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事完了後 2 年程度、下流側民家井戸において地下水位及び地下水の利用への支障の有無を継続的に調査する。</li> </ul>	<p>下流側民家井戸では、平成 26 年 8 月の造成工事着手から工事完了後（平成 30 年 3 月）2 年経過した令和 2 年 3 月まで、毎月 1 回地下水位の観測を実施した。</p>
土壌（施設の稼働（排ガス））	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 排ガス処理設備を法令による基準値よりも厳しい自主基準値を設定し、これを遵守する。</li> </ul>	<p>法令値よりも厳しい自主基準値を設定し、継続して運転管理を行っている。</p>



環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の保守・点検、運転管理を徹底し、1炉当たり90日以上連続運転による安定稼働を行う。</li> <li>搬入管理を適切に行い、定期的にプラットフォーム内での搬入検査を実施する等して、搬入禁止物の混入を防止する。</li> <li>焼却炉に投入する廃棄物の均質化を図り、燃焼を安定化させる。</li> </ul>	<p>施設の保守・点検を定期的に行い、1炉当たり90日以上連続運転を行っている。</p> <p>搬入禁止物の混入を防止するため、プラットフォーム内での搬入検査を定期的に行っている。</p>   <p>焼却炉の運転に際しては、ピット内でのごみの攪拌を十分に行っている。</p>
動物・植物・生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>高木植栽等により緑化に努め、緑地面積は25%以上確保するものとする。</li> <li>植栽樹種は対象事業実施区域周辺の在来種から選定する。</li> </ul>	<p>緑地面積は屋上緑化部を含め29.2%を確保している。</p>  <p>植栽樹種については、対象事業実施区域周辺にも生育している種（ヤマモモ、クヌギ、アラカシ、シラカシ、ウバメガシ、コナラ、ケヤキ、コブシ、クスノキ、タブノキ、ヒサカキ、ヤマザクラ、シャリンバイ、</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 可燃ごみ処理施設、リサイクルセンター、管理棟等の建築物及び駐車スペースの周辺は、高木植栽等により、極力緑化に努める。</li>   <li>• 植栽樹種は対象事業実施区域周辺の在来種から選定することにより、周辺景観との連続性を持たせる。</li>   <li>• 敷地内の緑地面積率は、25%以上を確保する。</li>   <li>• 工場棟の建屋高さをできる限り低くするとともに、幅、奥行きを少なくし、建屋のボリューム感を低減させる。</li> <li>• 施設配置を工夫し、建屋のボリューム感を低減させる。</li> <li>• 建屋の色彩、配色、外壁部材の質感（テクスチャー）に工夫し、周辺景観となじみやすくする。</li> </ul>	<p>イロハモミジ、アオキ、エゴノキ)を採用している。</p> <p>建屋周り等には、高木植栽等により緑化に努めた。</p>  <p>植栽樹種は対象事業実施区域周辺の在来種から選定し、周辺景観との連続性を持たせた。</p> <p>施設の緑化面積は、工場棟及び管理棟の屋上緑化を含め、29.2%を確保している。</p> <p>市街地方向から見て、施設を階段状に配置し、ボリューム感を低減させるとともに、前面に緑地を配置し、背景の丘陵の緑と一体となるようにして、周辺景観との調和を図っている（次図参照）。</p>



環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
廃棄物等 (施設の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> <li>可燃ごみ処理施設から発生する焼却灰(主灰)は、セメント原料化による再資源化を図る。</li> <li>可燃ごみ処理施設の運転管理を適切に行い、安定かつ継続した再資源化ができるよう焼却灰(主灰)の質を確保する。</li> <li>飛灰については、適正に処理し、埋立処分を行う。</li> <li>本施設から発生する鉄類、アルミ類については、再資源化を図る。</li> <li>プラスチック製容器包装については、公益財団法人に本容器包装リサイクル協会における「引き取り品質ガイドライン」の分別基準を遵守し、高品質となるよう計画する。</li> <li>リサイクルセンターにおける選別の精度を上げ、再資源化及び可燃残渣への仕分けを行い、不燃残渣として埋立処分する量を減らす。</li> </ul>	<p>主灰は山口県宇部市内のセメント製造会社に搬出し、セメント原料化を行っている。</p>  <p>主灰の熱灼減量を一定基準に保つよう運転管理を行っている。</p> <p>飛灰については、適正に処理し、東温市内の最終処分場にて埋立処分を行っている。</p> <p>金属類については、本市内にある再資源化施設に搬出し、再資源化を図っている。</p> <p>プラスチック製容器包装については、「引き取り品質ガイドライン」の分別基準に適合するよう手選別し、圧縮梱包した後、広島県三原市内にある再生資源化施設に搬出し、再資源化を図っている。</p> <p>燃やせないごみは手選別後、小型家電製品は松山市内の資源化業者に引き渡し、残りは破碎・選別し、本市内の再生資源業者に引き渡し、埋立処分量を抑えている。また、粗大ごみのうち修理再生可能品は修理して再利用に回すとともに、残りは破碎・選別して、可燃残渣は可燃ごみ処理施設にてエネルギー回収を行い、埋立処分量を抑えている。</p>
温室効果ガス(施設の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電効率 15.5%以上の高効率ごみ発電を行う。</li> </ul>	<p>発電効率 19.9%の高効率ごみ発電を実施している。</p>

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 場外への余熱供給を図る。</li>   <li>• 敷地面積の25%以上を緑地として確保し、温室効果ガスの吸収に寄与する。</li>   <li>• 電力消費機器にインバータ制御を導入する。</li>     <li>• 施設内では省エネ対応照明器具を採用する。</li>   <li>• リサイクル製品の利用を図る。</li>     <li>• 外壁・屋根・床等の高断熱・高气密化を図る。</li>   <li>• 自然エネルギーの利用（採光、自然通風、太陽光発電、太陽熱利用、雨水利用等）を検討する。</li> </ul>	<p>隣接する老人福祉施設に対しては、当初温熱を供給する予定であったが、電気の供給を行い、温水を発生させている。</p> <p>施設の緑化面積は、工場棟及び管理棟の屋上緑化を含め、29.2%を確保している。</p> <p>電力消費機器のうち、押込送風機、二次押込送風機、排ガス循環送風機、誘引通風機に、インバータ制御を導入している。</p>  <p>クリーンセンター内では省エネ対応照明器具を採用している。</p> <p>クリーンセンター内では、文房具全般、トイレトーパー等にリサイクル製品を調達している。</p> <p>クリーンセンター内では、断熱及び気密を高め、省エネルギーに努めている。</p> <p>屋外照明等の一部に太陽光発電を導入している。</p> 

環境要素	環境影響評価書記載事項	履行状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 建物の長寿命化等の採用を積極的に検討する。</li> <li>• 白煙防止は行わない。</li> </ul>	<p>外壁にはフッ素系樹脂塗装とするほか、プラント設備の長寿命化を図っている。</p> <p>白煙防止は行っていない。</p>
温室効果ガス（廃棄物の搬出入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種排出抑制策を展開し、ごみ排出量を低減させ、廃棄物収集運搬車両台数を削減する。</li> <li>• 廃棄物収集運搬車両は、指定した走行ルート、規制速度を遵守する。</li> </ul>	<p>いまばり環境フェスティバル開催、生ごみ減量施策の推進等の排出抑制、資源物の分別収集等資源化の促進等によりごみ排出量の低減を図っている。</p> <p>本施設への入退場に際しては、必ず新設市道を走行するものとし、また、規制速度遵守を運転者に対して継続的に指導している。</p>